

跡見校友会会則

第5章 一紫会

第1条（名称）この会は、跡見校友会一紫会と称する。

第2条（目的）会員相互の交誼を厚くし、併せて跡見学園女子大学、ひいては跡見学園全体の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）この会は、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿、会報の発行
- (2) 諸会合の開催
- (3) その他、この会の目的達成のために必要な事業

第4条（事務所）本会は、事務所を東京都文京区大塚1-5-9跡見学園内に置く。

第5条（会員）この会は次の会員により構成される。

会員 跡見学園女子大学を卒業した者。

準会員 跡見学園女子大学に在学する2年以上の学生。

第6条（会費）終身会費のみとし、金額は別に定める。

第7条（役員）この会には、次の役員を置く。

- (1) 幹事 若干名
- (2) 常任幹事 若干名
- (3) 監査 2名

第8条（幹事）幹事は、卒業生より選出し、この会の一般的業務に当たる。

第9条（常任幹事）常任幹事は、幹事から選出され、常任幹事会を組織し、この会の全体的常務を処理する。

第10条（常任幹事の任期及び構成）常任幹事会は、次の役員を置き、任期は2年とし、重任を妨げない。但し、幹事長・副幹事長は、最長8年（4期）までとする。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 1名または2名
- (3) 会計 2名
- (4) 企画 若干名
- (5) 庶務 若干名
- (6) 情報管理 若干名

第11条（常任幹事の任務）前条の常任幹事は、次の任務を分担する。

- (1) 幹事長は、この会を代表し、すべての常務を統理する。
- (2) 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故ある時は、これを代理する。
- (3) 会計は、金銭の出納・保管に当たる。
- (4) 企画は、この会の事業の企画に当たる。
- (5) 庶務は、印章の保管、文書の整理等に当たる。
- (6) 情報管理は情報データの管理及び保全に当たる。

第12条（監査）監査は、常任幹事会の意見を聞いて幹事長が委嘱し、この会の会計の監査に当たる。また任期は3年とする。ただし重任を妨げない。

第13条（顧問）顧問、および名誉顧問を置くことができる。

第14条（諸集会）この会は、次の諸集会を設ける。

- (1) 総会
- (2) 幹事総会
- (3) 常任幹事会

第 15 条（総 会） 総会は、幹事長必要ありと認めた時、これを招集する。

常時は幹事総会をもって代えることができる。

第 16 条（幹事総会） 幹事総会は全幹事をもって組織し、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算、決算
- (3) 監査報告
- (4) 役員承認
- (5) 会則の改正
- (6) その他、この会に関する重要事項

第 17 条（幹事総会の招集） 幹事総会は、幹事長が毎年 1 回招集する。ただし、幹事長が必要と認めた時は、臨時に召集することができる。

第 18 条（常任幹事会） 常任幹事会は、この会の運営に関する必要な事項を立案し、審議する。

第 19 条（諸集会の表決） 総会その他前条までの諸集会の表決は、出席者の 2 分の 1 以上をもって決する。ただし会則の改正等の特に重要な事項に関しては出席者の 3 分の 2 以上をもって決する。

第 20 条（経 費） この会の経費は、終身会費および寄付金をもってこれに当てる。

第 21 条（会計年度） この会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 22 条（奨学事業）

- (1) この会は一紫会奨学金をもつ。
- (2) 一紫会奨学金は常任幹事会が施行する。

細 則（会則第 10 条関係）

- (1) 幹事長・副幹事長は、最長 8 年（4 期）までとする。但し、不測の事態が生じた場合は、この限りではない。
- (2) 常任幹事は、本学の関係者を除くものとする。

付 則 本会則は平成 30 年 6 月 16 日よりこれを施行する。